

明末清初, 長江デルタにおける棉作と水利(二)

川勝, 守
九州大学文学部

<https://doi.org/10.15017/24533>

出版情報 : 九州大学東洋史論集. 8, pp.98-106, 1980-03-03. 九州大学文学部東洋史研究会
バージョン :
権利関係 :

明末清初、長江デルタにおける棉作と水利（二）

川 勝 守

目次

- 一 はじめに
- 二 明末における棉作の展開
 - ① 棉作と地主佃戸関係
 - ② 棉作と専制国家権力（以上、本誌6号）
- 三 棉作の展開と水利共同体の変質
- 四 結び（以上、本号）

三、棉作の展開と水利共同体の変質

棉作は、土地が高仰で水利の便の悪い所に多く行われた。

崇禎『太倉州志』（巻五）風俗志、物産、附旱稻には、

采按、州地高仰、又水利不修。若竟得旱稻種、歲給承佃人、治岡身地。苟畝穫半石、已倍棉花矣。

とあり、また、同書、（巻八）賦役志、秋糧の知州錢肅棠が漕糧を論じた個所にも、

州地高阜、水利不究。佃人挾便而罔公上、喜樹木棉。

とあって、いずれも、明末の蘇州太倉州では土地が高仰で、水利が荒廃しているため、耕作者（佃人）は棉作を行うこと

を喜ぶという。したがって、ここでは、棉作の展開は水利荒廢の結果と考えられるが、半面では、いずれの指摘も、当地が土地高仰地（微高地）であると断っているところをみると、彼の西嶋定生氏が指摘した松江府棉作の展開の要因と同じく、灌漑労働における過重性もまた十分に考慮すべきである。すなわち、土地高仰であることは、クリーク水面と圩岸上面田面との高低差が大きいことを意味しており、そこに竜骨車等を使って灌漑を行えば、その労働は過重なものとならざるをえない。いったい、南京台地より上海附近まで、揚子江下流デルタは長江沿いに丘陵地||微高地が連っている。そのため、太湖に集中した諸水の排除は極めて悪い。蘇州東北部の崑山・常熟・太倉・嘉定の諸州県から、松江府東郷では、一面では、排水路の確保が必要であり、吳淞江、劉家江等を浚渫するのであるが、そのため、他の一面では、当地域の水田稲作のために用水を確保する必要もあった。しかし、排水に重点を置けば、川底を下げる必要があり、そうなると水稻作の用水||灌漑労働は益々困難なものとなる。以上、太倉地域等の地理的諸条件を考えてみると、土地が高仰であるという

指摘に關わって、水利の荒廢と棉作の展開とが極めて密接な有機的關連にあつたことは、まず確認できると思う。

以上について、もう少し史料文言に確認を求めてみよう。

太倉州の東隣、嘉定県では、万曆『嘉定県志』（巻七）田賦考下漕折始末の項所引、《万曆十一年本県糧塘里老等役通状》には、

惟嘉定一県、三面瀕海、高阜亢瘠、下注流砂、貯水既難、車戽尤梗。版籍雖存田額、其実專種木棉。

とあり、嘉定県も土地が高く甚だ瘠せており、また、河道には流砂がつまり、貯水は難しく、灌排水の車水も阻害されている。土地台帳上では、水田が存することになっているが、その実は専ら木棉を種えているという。さらに事例を検討しよう。同じく『嘉定県志』の同項所引、《万曆二十一年本県民本》には、

国初、承宋元之後、考之旧志。境内塘浦涇港、大小三千余条、水道通流、猶可車戽。民間種稻者、十分而九。以故与他県、照常均派本色、運尚能支持、幾二百年也。其後、江湖壅塞、清水不下、濁潮逆上、沙土日積、旋塞旋開、漸淺漸狹。既不宜於禾稻、姑取弁於木棉。

国初、嘉定県の塘浦等三千余条は、いずれも水道通流し、車水も可能であつたので、水稻作を行うものは、十に九もいた。したがって、本県では米での本色徴収は確保された。と

明末清初、長江デルタにおける棉作と水利(二)

ところが、二百年後、江湖は壅塞し、水流は止って、濁潮が逆行し、沙土が積って、河道は塞開常ならず、漸くにして浅狹となつてしまつた。水利は大いに阻害されたので、すでに、水稻には宜しくなく、姑らく木棉を取弁するのみである。嘉定県の事例は、水利荒廢の結果、木棉が行われたという關係を極めて具体的に叙述している。

ところで、ここで注意をしておくべきは、以上の太倉州や嘉定県の史料文言は、いずれも、水利の何らかの荒廢の結果、棉作が行われるようになったという因果關係を叙述したものであり、その逆、つまり、棉作の展開が江南水利の荒廢の要因の一つにもなつたという關係の検討を試みなければならぬ。

ただし、さし当って確認を必要とする三点がある。第一点は、木棉栽培にあつては、灌漑水利はどれほど必要なのか、あるいは全く必要がないのであろうか。また、そのため、棉作地帯では水利（工事）に対する配慮がどれほどなされるか等についてである。第二点は、木棉栽培がその栽培過程サイクル中に農田水利に何らかの障害を与えることがあるか否か。第三点は、木棉栽培が一圩なら一圩という規模において、村落の耕作秩序（強制）や共同体的關係に混乱を引き起こすことができ、その結果、従来、村落の共同体的關係にあつて維持されてきた水利が荒廢するということが起つたと考えられるか。

明末清初、長江デルタにおける棉作と水利(二)

等である。

第一点の諸点については、木棉栽培には水の必要度が低いことは諸書に記すところである。しかし、それでも、崇禎『太倉州志』（巻十五）瓊綴志、災祥に、

采按、大水旱他邑同。若風潮惟綿花敗。而州地宜稻者、亦十之六七。皆棄稻襲花。三時恃水利。

とあって、棉花栽培になつても、三時（春耕・夏耘・秋收）水利を恃むことになつたといひ、木棉栽培にも、ある程度の灌漑水利は必要であつたという指摘もある。ただし、水の必要度は水稻作と格段の差があるのであつて、そのことが水利（特に水利工事）に対する配慮の程度の差をなし、結局は水利荒廢につながるものとも考えられるが、この間の因果関係の説明は後の第三点とも関連させて考える必要がある。以上、不十分な検討ではあるが、要は木棉栽培に水利灌漑は全く必要がないという理解はなりたないという点のみを確認しておけばよい。

次に、第二の点についてみよう。木棉栽培が農田水利に何らかの障害をなすとして、従来紹介されているのは、王圻『東吳水利考』（巻七）附、開河駁議一通に、

又查得、阻撓之由、起於江浜大戸、窺見河底壅高、擅自耕墾。今計七十里内、種交蘆者十之二三、種棉花禾荳者十之七八。歲收肥利不下万計、計畝不下数千余頃。一聞

開濬之說、輒造誹語謠言、簧鼓縉紳。縉紳亦有得坻江之利者、又從而附和之。

とあるが、浜島敦俊氏はこの史料によつて、「局部的には綿作の展開が水利の荒廢を生み出した事例」「綿作による利益のために地主が水利事業を妨害していた」と理解した。この浜島氏の理解は大筋では承認できるが、詳細な点になると、さらに検討を必要とする点がいくつかある。

まず、右の事例では、水利荒廢の原因がクリーク中に泥砂が堆積し、そこに交蘆や棉壺を栽培して、耕地化したことによるとするのである。したがつて、ここでの水利荒廢は、直接には、クリーク中を不法に占有し、墾地としている江浜大戸の行為によるのであつて、綿作の展開そのものによるのではない。棉花は交蘆、禾（水稻か）、荳などの作物栽培物の一種に過ぎない。しかし、棉花禾荳を植えるものは十の七八で、交蘆を栽培するものにくらべてはるかに多く、また、開濬の説が起つた時、郷紳までまき込んで反対運動するということから考へて、結果的には、綿作による利益のために郷紳地主が水利事業を妨害しているということはいえよう。なお、棉花禾荳の栽培とは、既に述べたごとく、棉花と豆との混作が一般的であつたことに照応するものであるが、その中心的作物は棉花であることはいふまでもない。以上から、右の事例は、木棉栽培そのものというより、木棉栽培の流行によつ

て、栽培適地のクリーク中の新生耕地の獲得によって水利の荒廃がもたらされたものと考えるべきであろう。

第三点は、木棉栽培が水利をめぐっての村落の耕作秩序や共同体的関係に混乱を起こすという点の検討である。そのばあい、まず、確認しておくべきは、先の第二点の『東吳水利考』の記事のように、共同利用の対象たるべきクリーク等が私的、不法に占有されているということも村落における共同体的関係を侵害するものであったということである。この点について、崇禎『太倉州志』（巻七）水利志、治水議の末尾には、張采は水道の疏濬が行われぬ七弊をあげ、その第五に、向者、河道深濶、難容蒿葦。今職銷圩者、以型科為事。

寸灘畢稅、水道舉為區畝、則積侵、五也。

とあって、陞科増稅につとめる地方官が、クリークの不法占有を認め、水道も挙げて区畝とし、田地としての陞科を行った。このように、水道への課税が行われれば、水道の不法占有は合法化されてしまう。これは、公権力そのものが共同体的関係を破壊していることに他ならない。かかる状況下で、『太倉州志』の編者、太倉の郷紳張采は、水利をめぐる村落規制について、次の如き提言を行う。同州志の同前記事の下文に、五禁を嚴立すとあるが、

- 一、禁中流張截蟹斷、致泥沙留淀。
- 一、禁兩岸攤鋤新土、致雨潦沖瀉。

明末清初、長江デルタにおける棉作と水利(二)

一、禁漁人旁築腔堰、致旧道逼狹。

一、禁小民縱養哺鴨、致毀壞堤岸。

一、禁緣旁栽種草菓、致日漸阜高。

此則憲檄亟頒、可令塘長、不時稽核。

これは、①クリーク中流に蟹を捕るやなを張って泥沙留淀を致させる、②堤岸修理のため新土をはこび、出水によってその土を流出させる、③漁人が漁のために 堰を増築し、旧来の水路を狭ばめる、④その日暮しの小民が勝手に草菓などを飼い、堤岸を毀壞させる、⑤クリークの縁や旁に草菓（えんどう豆・大豆など）を植え、土地を次第に耕地化する、などの五点を禁じたものである。この最後の⑤は、先の『東吳水利考』の指摘とも関連する。ただし、この禁約で注目すべきは、禁令の違反取締りが塘長に委ねられている点である。というのは、この時期、塘長制はかなり弛緩していたと考えられるのであり、改めて、ここで塘長に禁約の監督をさせようとするのは、塘長の機能そのものは有効であるとみているからであろう。

次に、例の崇禎『太倉州志』凡例に、

如州地未必不宜稻。承佃人偏種棉花。庫米佃贖貴、田王強責佃種稻。又惜工本、不倡率開河。小民戽水実難。且河道尽塞、無水可戽。如再泄泄、数年後、將不知所底。とある。ここで工本を惜しみ、率先して開河を行おうとしな

明末清初、長江デルタにおける棉作と水利(一)

いのは、承佃人に種稻を強要する田主であるとする。このよ
うな地主の責任回避、及びその半面、収租のみを事とする
といった寄生的存在が、水利の荒廃をもたらし、小農民の再生
産を脅かしていたという文言については、筆者はこれまでに
も幾度か紹介してきた。ここで、若干の追加をしておきたい。
まず、崇禎『太倉州志』(巻二)宮建志、市鎮附には、

年来水利不講。幹河積淤、致坐困。廼士大夫迄庶民猶泄
泄。責之履畝開濬、則百方阻、或亟自免。再數年而後、
終如此者其患何所底。

とあるが、ここでは士大夫∥郷紳以下、庶民に至るまで、およ
そすべての業戸の責任として、所有田土面積に応じて開濬が命
じられたところ、百方反対が起り、あるいは自分だけ免れよ
うとしている。かかる業戸の責任とは、『州志』(巻七)水
利志、開濬にも、張采は、

采按、……昔周文襄公開吳淞江。合江以南四郡、斂夫、
倘專責之旁江業戸、豈有通理。

というように、宜徳年間(一四三〇年代)、南直巡撫周忱が
吳淞江を開濬した時に用いた方式であるところの、費用を旁
江の業戸にかけるという方式に属するものであった。ただし、
業戸のみの負担というのは幹河などの費用の多いものに限り、
枝河、小河については、『州志』(巻七)水利志、治水議、
末尾に方志の編者の言として、

又各区支河、引流埤田、如不施浚、則幹河雖通、流從何
入。乃往例責之河旁佃戸。

とあり、枝河の負担は耕作者たる佃戸の負担とされていたの
である。ただし、以上のように、地主と佃戸それぞれの負担
内容が、幹河―枝河というように明確に分離されたものであ
ったか否か、いま一つ確認すべきであろうが、今のところ果
していない。それでも、明末段階では、地主(業戸)―佃戸
の水利の責任負担の關係は崩壊していたことは確実である。

『州志』治水議の続文には、

夫佃戸經年勞苦、何堪經始。必須通計該区田數、每畝業
王給米升合。使佃戸止供力役。仍責塘長簡点、官為省察、
則一河三四日可弁。

とあり、佃戸は経年の労苦によって、とても水利工事を負担
できない。そこで、工事工区に田土を所有する業主に面積に
応じて米を出させ、それを佃戸に給す、つまり業食佃力の慣
行を実施するのであるが、この慣行を維持するために、塘長
に簡点させ、官が省察する。これらの点を含め、明末の太倉
地域の水利について、その特徴点をまとめてみよう。まず、
『州志』(巻十四)芸文志、文徵所収、王在晋『水利説』に
は、

太倉莫急於水利。水利関田賦、田賦関民生。此而可減、
孰不可減乎。竊謂、幹河開鑿、必用公糧、枝河則埤田分

派。如湖川、楊林、塩鉄、半涇、潯漕、時溝、横瀝、七浦、横塘等処、先其所急、通年疏濬。力进塘長之弊規、嚴禁下役之需索。面土分域、較量尋尺、懲其情疏、測其淺深。正官露次巡行、計日自備供具。河傍不許積土、里甲不得虚包。因民之利、以速其成。乘農之隙、以畢其力。一勞永逸、無不可意之工。

とあり、まず、幹河・枝河の区別を設け、幹河は公糧の支弁により、枝河は照田派役する。なお、塘長の弊規を退けること、胥役の需索を嚴禁することが述べられ、州県正官の巡行督視の必要が説かれる。しかし、その反面では、塘長にしても、塘長を含む里甲制の機構にしても、何ら期待するところでないと言われていることは確認できよう。

ところで、明末、江南の塘長制については森田明氏⁽³⁾の適切な指摘があり、それによれば、明末の塘長は、官吏の需索や遠区への派役などの負担増によって苦しみ、その改革をめぐらした納贖銀制や「泥頭」による包攬制などの施行も、あまり効果を挙げられなかった。かえって吏胥や泥頭らの背景にあって勢力を拡張することに腐心していた郷紳大戸と結んで不正を行ったりしたことなどは、筆者も旧稿で指摘した。

明末の塘長制は、制度的に弛緩しており、また、鄉村における権力関係の中で、塘長の弊とも呼ぶべきものになっていったことは明瞭なのであるが、にもかかわらず、明末清初、塘

長の役は革除されず、実役として存続し、その役割は期待されていたこと、太倉州志の張采等の指摘の通りである。例えば、先の嚴立五禁の禁約にしても、『州志』（巻七）水利志、治水議、同じく張采の一文に「今欲治七弊、亟修六利」とあり、その第五項に、

萬葦之種、随潮湧入、遇漲即停。毎年派定庇管塘長、無論已未浚、諸河凡三月五月八月、各巡歷三周。令業戶前去、其銷圩陞科、毋得託名塗蕩、仮公隱占、則積侵之弊除。

とあって、塘長は、三月、五月、八月の農期間に、諸河を巡歴し、クリーク等の隠占侵害を除くという。

万曆三十四年（一六〇六）、太倉州の隣り常熟県で知県耿橋による大規模な水利工事が行われたが、太倉州では、この年知州が欠員となったため、知州事を兼ねた判官李枝秀によって水利工事が施行されたことが記録されている。『州志』（巻十二）名宦志、倅式伝には、

李枝秀、字干雲、肥郷県人、進士。左遷水利判官。適知州缺。視篆、政清平、無所紛擾。州塩鉄塘南自嘉定、北貫常熟白茅、時議浚。故時開河、豪強漏役、次賄脱。每都設塘長、凡管河官需索、曰長例。又日責供庇、既具。復乾折、胥徒多無名耗、費鉅、工卒不集。枝秀曰、水利固我職、迺計畝授工、用水平法、定深淺。詳水利志。下令

明末清初、長江デルタにおける棉作と水利(二)

塘長、我無他科。第集工、情有重典、刻期行河賞罰、至期陳刑具、出私錢示賞、仍托故不行。塘長亟率丁夫趨事一竣。于是塩鉄塘通濟者、三十余年。

とあり、以前の開河には、豪強の漏役や賄脱があり、都ごとに塘長を設けたが、管河官の需索は長例といい、また日び供応を要求し、乾折があり、胥吏の無名の耗費があつて、それから費用は鉅きく、工卒を集めることができなかつた。李枝秀は塘長に命じて、工夫を率い、工夫の勤惰賞罰を掌握させ、そのため托故が行われなくなつたといひ、工事の成就を記している。

最後にもう一度、『太倉州志』（巻七）水利志、治水議、張采の評言をみると、

若夫塘長一役、原挨点排年首名輪充、責以催督散戸。今区窮戸小、致首名有不及數十畝者、難上難下、累苦百端。如催比河工、仍照徵糧法、逐甲挨稽、毋致獨累。

とあり、かつて塘長には排年（里長戸）の中でも首名（第一等戸）が充てられることになつていたが、明末の現在では、首名でも、所有地数十畝にししか及ばない状態である。この点は浜島氏が正しく指摘したごとく、郷紳の特権をめぐつて花分詭寄等の不正行為が増長し、ますます徭役負担が零細土地所有者へ下降したことを示すのである。ただし、右文で、河工の催比は徵糧法によつて、甲を逐つて稽察せよという点は、

この甲が里甲の甲であるか、あるいは保甲の甲であるかの區別が不明ながら注目される。そのいずれかはともかくとして、里長役||頭役||首名が零細になる一方、甲戸への負担を重視したものと考えられる。

四、結び

本稿は、十七世紀前半の長江デルタ、特に蘇州府、東北部の太倉州の史料を中心として、棉作の展開と水利事業の關係を考察したものであるが、当地方の棉作は明確に佃戸層によつて担われており、それに対して、地主層は、対佃戸との佃租徴収の關係において、また、國家収取||稅糧徴収との關係において、佃戸層が棉作から水稻作へ再轉換することを願うのであつた。幹河であれ、枝河であれ、水利工事の振興を期すものも、水稻作の拡大を画り、地主||佃戸關係を安定させることを狙ひとしていた。

それでは、かかる地主側の意図は実現したのであろうか、崇禎『太倉州志』が編纂されたのは崇禎十五年という明朝滅亡の三年前であり、当時既に華北では李自成軍の勢力が極めて盛んであり、南方でも、各地に抗租や奴變の動きが激しくなるころであつた。とすれば、当時の状勢からして、短期的には実現不可能と判断できよう。長期的には、これは実は清朝支配と関連させて考える必要があり、本稿ではその検討は

留保しておく。ただし、再度、佃農側の事情に即してみると、次の二点に言及しておく必要がある。これを示して本稿の一応の結びとしておきたい。

その第一は、棉作と豆作との関連である。まず、西嶋氏によれば、綿花に豆類を混作することは、土地制度¹¹田王・佃戸間の納租関係における綿作農民の消極的自己防禦手段にかならなかつた³²とされるが、実は、当時、彼の徐光啓は花豆の混作をよくないとし、こんな小利をむさぼる者は、下農夫だとあざけっている³³。徐光啓がよくないとするものを、なぜ農民達は行っていたのであろうか、この点については、天野元之助氏の評言が傾聴に価しよう。すなわち、「一般に豊凶の差のいちじるしい棉作のために、多種の作物を棉田に混作する農家の意欲との間に、対立矛盾があらわれている³⁴」という。やはり、ここでは、農家の意欲や、農民的智慧の發揮こそまず認めるべきではあるまいか。西嶋氏の理解は、結局にそこに落ちついたというものであつて落ちつくまでの過程の問題こそ重視すべきと思われるのであるが、いかがであらうか。

次に、第二点目は、棉作と抗租運動との関わりである。しかしながら、これを直接に示す史料を未だ発見していないが、やや、それに近いものに、次の事例がある。崇禎『太倉州志』(巻十五) 瓊綴志、災祥に、

明末清初、長江デルタにおける棉作と水利(二)

崇禎四年、颶風。穀糶、綿花壞。四郷奸佃、謀尽匿租。中夜呼応、焼田王房廬。冬尽乃息。

とあつて、崇禎四年(一六三一)には、台風で穀はひいとなり、綿花は全滅した。そこで四郷の奸佃は互に謀って尽く租米を隠匿し、中夜いっせいに蜂起して、田王の屋敷を焼打ちした。冬になってようやく息んだという。これは綿花の作柄不況が農民蜂起を引き起こしたと考えられる一例である。

以上の二点からして、明末段階の棉作農民は、棉作に基くところの生産諸力の発展を確実に自らのものとしていたことは理解される。それに対し、棉作をめぐる地主制の再編成、あるいは、商業流通資本の支配はいかに貫徹していったであらうか、これは別稿で考察することにした。

註

(29) 元代の棉作技術を伝える、官撰『農桑輯要』 栽木棉法に、
下種、先一日、將地連澆、三次以水淘過子、取瓦盆覆一夜。

とあり、発芽のため種子を水に澆したとあるほか、

待六、七日苗出齊時、早則澆溉。

とあり、この六、七日を王禎『農書』穀譜一〇、木棉には、六、七月と改めているが、いずれにしても、苗の成長時に早であれば灌漑を必要としたと伝えている。以上については、天野元之助『中国農業史研究』第二章棉作の展開、増

補本五〇三頁(御茶の水書房、一九六二年)の教示による。

(30) 浜島敦俊「明代江南の水利の一考察」(『東洋文化研究所紀要』四七冊、一九六九年)

(31) 森田明「明末における塘長制の変質」(『東方学』二六輯一九六三年、同著『清代水利史研究』亜紀書房、付編第二章)。

(32) 浜島敦俊「明末浙江の嘉湖兩府における均田均役法」(『東洋文化研究所紀要』五二冊、一九七〇年)。

(33) 西嶋定生『中国經濟史研究』八二六頁。

(34) すでに天野元之助前掲書に紹介指摘されている。同書五三二頁。

(35) 天野元之助、前掲書、五三一頁。

〔附記〕

本稿(一)を作成して二年が経った。筆者はその間に、昭和五十三年四月より、五十四年三月まで、日本学術振興会の流動研究員として一年間、東京、東洋文庫に滞在した。本稿に關しての史料も多数閲覧できたのであるが、それによれば、すでに発表分の(一)を含めて、大幅に加筆補定し直す必要が生じた。また、予告の目次によれば、二には、(四)項として、「棉作と商業資本」という部分があったが、それを叙述するには、なお史料整理、分析の時間が必要である。

本稿(一)では、この部分を割愛し、一応、三までを完結することとした。割愛した部分を含めて、本稿(二)全体を、改めて新たな構想の下に叙述し直したいと考えている。読者の寛恕を乞う所以である。

なお、筆者は五十四年七月、京都大学東南アジア研究センターが行った「江南デルタの開発」のシンポジウムに参加し、諸先生方から有益な教示を受けた。本稿の叙述にもその教示の一端は反映されているが、なお十分ではない。今後を期したいと思う。